

令和5年度長久手市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

日時	令和6年3月6日(水曜日)午前10時から午前11時まで
場所	長久手市役所 第5会議室、災害対策本部室及びオンライン
出席委員 (敬称略)	大同大学 准教授 樋口恵一 株式会社あんしんネット21 田中英雄 中川タクシー株式会社 石川優(オンライン) 全自交愛知地方連合会 谷口雅也 長久手市身体障害者福祉協会 青山暁子 長久手市ボランティアセンター 上島香月 中部運輸局愛知運輸支局 本田慎一郎(代理出席) 特定非営利活動法人百千鳥 竹田晴幸 社会福祉法人むそう 太田優月 特定非営利活動法人つづら 石黒美代子(オンライン) 特定非営利活動法人楽々 安達大悟(オンライン) 長久手市 福祉部長 川本満男
欠席委員 (敬称略)	長久手市シニアクラブ連合会 川本廣美 長久手市民生委員・児童委員協議会 水野道子
主な内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 議題 <ul style="list-style-type: none"> 会長の選任について 長久手市における福祉有償運送の必要性について 特定非営利活動法人百千鳥の更新登録の申請について 特定非営利活動法人楽々の更新登録の申請について 3 報告 <ul style="list-style-type: none"> 長久手市における福祉有償運送の実績 令和5年度福祉有償運送ドライバー認定講習会の開催について 長久手市の交通手段の役割について 4 その他参考資料 <ul style="list-style-type: none"> 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安
傍聴者	0人

議事録

- 1 あいさつ
- 2 議題

会長の選任について

事務局：令和5年9月28日をもって前委員の委嘱期間が終了したため、会長及び副会長の選任を行う。会長については、委員の互選で定めることとなってい

るため、まずは会長の選任を行う。立候補または推薦がある方は挙手を願う

委員：樋口恵一委員を推薦する。

事務局：ただいま、樋口委員を会長にご推薦をいただいたが、どうか。

委員：異議なし。

事務局：それでは、会長は樋口委員とする。

副会長については会長が指名することになっているため、樋口会長からご指名を願う。

会長：上島委員を指名する。

長久手市における福祉有償運送の必要性について

<資料1を基に事務局から説明>

会長：長久手市における福祉有償運送の必要性について、承認することとしてよろしいか。

委員：異議なし。

特定非営利活動法人百千鳥の更新登録の申請について

<資料2を基に事務局から説明>

会長：特定非営利活動法人百千鳥の更新登録の申請について、承認することとしてよろしいか

委員：異議なし。

特定非営利活動法人楽々の更新登録の申請について

<資料3を基に事務局から説明>

会長：特定非営利活動法人楽々の更新登録の申請について、承認することとしてよろしいか。

委員：異議なし。

3 報告

長久手市における福祉有償運送の実績

<資料4,5,6,7を基に事務局から説明>

委員：事業を運営する上で困っていることや各事業所での利用者の増減の理由を伺いたい。

<特定非営利活動法人百千鳥について>

委員：ヘルパーがドライバーを兼務している。ヘルパー不足が社会課題となっており、運転ができるヘルパーの確保ができないため、利用者数は現状維持となっている。

会長：長久手市の精神障がい者や知的障がい者の施設を運営している他の法人を知っているか。

委員：市内に7法人ある。

委員：運転手が減少しているとあるが、利用を断ることはあるか？

委員：年に1～2回ほど断ることがある。

< 社会福祉法人むそうについて >

- 委員：特に事業所で困っていることない。
委員：輸送の区域が他の事業所と比べて広いのはなぜか。
委員：長久手市以外の市町村にも事業所があるためである。

< 特定非営利活動法人つづらについて >

- 委員：ケアマネージャーからの紹介によって利用者が増加している。
会長：利用者が増加しているが、利用を断ったことはあるか。
委員：依頼が多いため、基本的には行きのみ対応している。
会長：帰りにどのような移動手段を使っているか把握しているか。
委員：把握はしていないがタクシーを利用している方が多い印象である。

< 特定非営利活動法人楽々について >

- 委員：ドライバーが2人辞め、人員不足であまり活動ができていないため、現状の状態となっている。
会長：事業所に所属していないドライバー講習会を受講した方に福祉有償運送ドライバーになってもらうことは可能か。
委員：可能だが、給料を支払うことが難しい。

令和5年度福祉有償運送ドライバー認定講習会の開催について

< 資料8を基に事務局から説明 >

- 委員：参加者のうち、施設従事者は何名か。
事務局：およそ半数である。
委員：修了者を施設へ繋げているか。
事務局：講習会の最後にアンケートを実施し、同意があった方については各事業所へ連絡先等の情報提供を実施している。
委員：受講者一人に対しどの程度補助を行っているのか。
事務局：講習会に係る費用が講師料含め約25,000円である。そのうち1,500円を受講者に負担していただいているため、市の補助としては約23,500円となる。今回は長久手市の受講者が8人だったため、その人数分が予算となる。
委員：ドライバー講習会1回では障がい者等への対応は困難である。別途講習会へ参加、他の資格を取得する機会等を設けるとよい。
会長：ドライバー不足の実情を踏まえると、事務局にはこれまでの受講者を整理し、人材支援として各事業所でマッチングできるようにしていただきたい。
事務局：受講者のなかには、家族からの反対や事故の責任問題などにより、事業所で活動することをためらうという声もある。1つ1つ不安の要素を取り除いていきたい。
委員：福祉的観点を培うためにも各事業所へのインターン等の実施を行うのはどうか。また、市からの補助等を検討してはどうか。
事務局：講習会受講者と事業所とのマッチングが丁寧にできていなかった。工夫して考えていきたい。
委員：事業所に所属してドライバーとして活動することに抵抗がある方に対して、ボランティアセンターに登録してもらい、単発のドライバーとして活動してもらうこ

とは検討の余地がある。また、ドライバー講習が開催される際には通知等もらえればボランティア登録者に対し展開する。

会 長：これまでのドライバー講習会受講者と、各事業所でのドライバー不足をマッチングさせることができれば、福祉有償運送は充実すると思われる。

長久手市の交通手段の役割について

<資料9を基に事務局から説明>

会 長：従来、地域公共交通計画はN-バスのみを対象としていたが、今回の計画から市内周辺のあらゆる公共交通を含めた計画へ変更した。できればタクシーについても一体的に公共交通に組み込みたい。

委 員：自身で運転できない高齢の障がい者はN-バス以外に利用できる公共交通機関があまり存在しない。高齢の引きこもりを減らすためにも免許を返納した場合、非課税世帯にタクシー券を障がいのある人と同様に交付していただきたい。

会 長：制度のハード面、地域の人材育成等のソフト面の両方の整備が必要である。

委 員：引きこもりの方は全国で40万人居る。アウトリーチを行う際の移動手段が課題となっており、移動は健康の質に関わるため、移動のプロであるタクシー会社の力を借りたい。

委 員：タクシー事業者は福祉のプロではないため乗降の介助程度しかできないが、最近のタクシードライバーはユニバーサルドライバー研修を受講する必要がある、車両も車いすごと乗車できるものが増えている。また、N-バスは平成10年から運用を開始しているが、その頃とは対象者像が変化している。他の自治体では様々な移動支援の施策を行っているため参考にしてはどうか。

委 員：タクシー業界も過渡期であり、今後、ライドシェア等の新しい仕組みが生まれてくることが考えられる。事業によっては自治体が協力することが補助金の要件となることも想定される。

4 その他

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安について

<参考資料を基に事務局から説明>

委 員：注4については、適宜倍々しても差し支えないとしているが、タクシーの運賃を超えてはならない。

会 長：各事業所の対価の変更に対する考えを伺いたい。

<特定非営利活動法人百千鳥について>

委 員：福祉有償運送は運転すればするほど赤字になる。しかし、移動の範囲が限られており、単にお金の問題ではない。収入がない方も利用者の中にはいらっしゃるため、金額を変更することは考えていない。

<特定非営利活動法人つづらについて>

委 員：事業所に持ち帰り、検討する。

<社会福祉法人むそうについて>

委 員：利用者の状況を加味し、検討する。

< 特定非営利活動法人楽々について >

委員：対価を上げること検討している。乗降等の時間が掛かるため、人件費を補うことができていない。今までの利用希望者を見る限り、経済的負担を理由に移動ができないというわけではないように思われる。タクシーが呼びにくい等の理由で依頼を受ける事も多い。

会長：持続可能な福祉有償運送事業のためにも人材、タクシー、対価、その他の支援を市と連携して行っていき、適切な移動環境づくりを形成していく必要がある。

閉会